新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成24年10月４日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行について決議いたしましたので、会社法第240条第２項および第３項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

平成 24 年 10 月４日

東京都港区北青山三丁目３番５号東京建物青山ビル３階
ＫＮＴＶ株式会社
代表取締役　趙　　成奎

記

１．新株予約権の名称

ＫＮＴＶ株式会社　第６回新株予約権

２．新株予約権の数

5,800個

３．各新株予約権の発行価額

金35円

４．新株予約権の目的である株式の種類及びその数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数は１株とする。

５．新株予約権の行使に際して出資され財産の価額又はその算定方法

ア　各新株予約権の行使に際して出資させる財産は金銭とし、その価額は本新株予約権の行使に際して出資される普通株式１株当たりの行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

イ　行使価額は、金25,000円とする。

ウ　割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・合併の比率}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新株発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新株発行による増加株式数}$$

上記算式において「既発発行株式」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの処分金額」に変更するものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な場合には、当社は行使価額について合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

６．新株予約権の行使期間

平成24年10月19日から平成27年10月18日まで

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第１項に従い算出される資本金増加限度額の２分の１の金額とし、計算により生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

イ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は上記⑺ア記載の資本金等増加限度額から上記⑺アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできるものとする。

９．合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき会社法第236条第１項第８号のイからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限定するものとする。

ア　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

イ　交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ　交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合意理的に決定される数

エ　交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、上記⑵項イに定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

オ　交付される新株予約権の行使期間

上記３項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記⑶項に定める行使期間の末日とする。